

改正後	現行
<p>⑩ 医療連携体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑪ 就労支援関係研修修了加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑫ 移行準備支援体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑬ 送迎加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑭ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑮ 通勤訓練加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑯ 在宅時生活支援サービス加算について (略)</p> <p>⑰ 社会生活支援特別加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑲ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第12の18の福祉・介護職員等特定処遇改善加算につ</u> <u>いては、2の(1)の㉔の規定を準用する。</u></p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費 ①・② (略)</p>	<p>⑩ 医療連携体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑫ 就労支援関係研修修了加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑬ 移行準備支援体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑭ 送迎加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑮ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑯ 通勤訓練加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑰ 在宅時生活支援サービス加算について (略)</p> <p>⑱ 社会生活支援特別加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑲ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費 ①・② (略)</p>

改正後	現行
<p>③ 就労移行支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第13の3の就労移行支援体制加算については、就労継続支援A型を経て企業等（他の就労継続支援A型事業所を除く。）に雇用された後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員及び人員配置に基づき算定する就労継続支援A型サービス費の区分に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p><u>なお、就労継続支援A型を経て企業等に雇用された後、就労継続支援A型の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱う。</u></p> <p>(二) (略)</p> <p>④～⑪ (略)</p> <p>⑫ 重度者支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第13の12のイの重度者支援体制加算(I)については、<u>障害基礎年金1級受給者が利用者の数（障害基礎年金の受給資格のない20歳未満の者は利用者の数から除く。以下(二)において同じ。）の100分の50以上である指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。</u></p> <p>(二) (略)</p>	<p>③ 就労移行支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第13の3の就労移行支援体制加算については、就労継続支援A型を経て企業等（他の就労継続支援A型事業所を除く。）に雇用された後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員及び人員配置に基づき算定する就労継続支援A型サービス費の区分に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>(二) (略)</p> <p>④～⑪ (略)</p> <p>⑫ 重度者支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第13の12のイの重度者支援体制加算(I)については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数の100分の50以上である指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。</p> <p>(二) (略)</p>

改正後	現行
<p>⑬～⑮ (略)</p> <p>⑯ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第13の14の2の在宅時生活支援サービス加算については、3の(3)の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑰・⑱ (略)</p> <p>⑲ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第13の17の福祉・介護職員等特定処遇改善加算について</u>は、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p> <p>① (略)</p> <p>② 就労継続支援B型サービス費について</p> <p>(一) 就労継続支援B型サービス費の区分について (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設（以下「社会事業授産施設等」という。）利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援B型を提供した場合に算定する。</p> <p>また、前年度の平均工賃月額を、以下の方法で算出すること。</p> <p>(ア) 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出する。</p> <p>ただし、<u>以下の場合は、工賃支払対象者の総数から</u></p>	<p>⑬～⑮ (略)</p> <p>⑯ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第13の14の2の在宅時生活支援サービス加算については、3の(3)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑰・⑱ (略) (新設)</p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p> <p>① (略)</p> <p>② 就労継続支援B型サービス費について</p> <p>(一) 就労継続支援B型サービス費の区分について (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設（以下「社会事業授産施設等」という。）利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援B型を提供した場合に算定する。</p> <p>また、前年度の平均工賃月額を、以下の方法で算出すること。</p> <p>(ア) 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出する。</p> <p>ただし、<u>月の途中において、利用開始又は終了した</u></p>